

(5) 教授会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教授会は、学校教育法第93条に則り整備された上越教育大学教授会規則に基づき、学長が次に掲げる事項の決定を行うに当たり意見を述べるものである。

- i) 本学の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ii) 学位の授与に関する事項
- iii) 学籍（退学、転学、留学、休学及び除籍を除く。）に関する事項
- iv) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- v) 教員の採用及び昇任等に関する事項

また、教授会はこのほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

イ 組織の構成及び構成員等

教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で組織されている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教授会は、原則、毎月第4水曜日に開催。令和3年度は、21回（第296回～第316回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①学生の懲戒、②令和4年度学部入学者選抜方法の概要、③令和4年度大学院入学者選抜の実施方法、④令和4年度学部一般選抜追試験（前期日程、後期日程）、⑤教授会の専門委員会における議決を教授会の議決とみなす審議事項、⑥教員人事、⑦教員選考委員会規程の一部改正、⑧令和3年度前期学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査、⑨大学改革に伴う大学院担当教員審査、⑩卒業・修了判定、⑪入学者選抜試験合格者の判定、⑫令和4年度長期履修学生の判定、⑬大学機関別認証評価に係る対応、⑭令和4年度教職大学院1年制プログラム履修者の判定、⑮令和3年度学位論文等提出者に係る学位論文等総合審査等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

「平成27年度以降の教授会の主な審議事項」に基づき、審議事項等を精選して教授会を運営し、会議時間の短縮を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教授会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、個々の教員が大学運営に携わっている実感が得られるよう、全大学教員（学長、副学長、教授、准教授、講師、助教）で構成しており、学長・副学長と教員が直接意見交換を行う重要な組織として十分に機能している。